

「経済財政運営と改革の基本方針2025」等について（報告）

第177回安全衛生分科会資料

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」について 2
- 「規制改革実施計画」について 4
- デジタル社会の実現に向けた重点計画について 7

「経済財政運営と改革の基本方針2025」

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（5）「誰一人取り残されない社会」や心豊かな国民生活の実現

（女性・高齢者の活躍）

全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、あらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

女性版骨太の方針2025¹⁹³に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、L字カーブの解消に資するよう、女性の起業支援、改正女性活躍推進法による男女間賃金差異及び女性管理職比率の開示、仕事と育児・介護・女性の健康課題との両立支援、女性デジタル人材の育成、男女間賃金格差の大きい5業界でのアクションプラン策定を推進する。（略）

¹⁹³女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

（関連する政府方針等）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
（抄）

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

（3）仕事と健康課題の両立の支援

②健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、**事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加する。**あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨をだ改正女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討する。

事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行う。

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて**事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。**

労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者と相談することが可能であること等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進める。

加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げることに資する相談事業が行われることを促進する。

「規制改革実施計画」

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

II 実施事項

2. 賃金向上、人手不足対応

（4）デジタル・A I

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について	a 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・A I 技術を活用した機械（以下「デジタル・A I 機械」という。）の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・A I 機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法令（以下「安衛法関係法令」という。）が適用される機械で遠隔運転・自律運転（以下「無人運転」という。）を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる労働災害防止のために必要な措置（以下「安全義務」という。）及び免許・技能講習の要件（以下「技能要件」という。）を、機械の技術水準など検討すべき項目を整理する。 また、厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該専門家検討会による検討・整理の結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 b 厚生労働省は、aが措置されるまでの間、現状の安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署ごとに異なる判断（ローカルルール）が発生しないよう、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会させるなど、集約し、判断の統一性を確保する。	a：（前段・専門家検討会設置）令和7年措置（前段・整理）令和8年上期措置（後段）令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年度措置	厚生労働省

規制改革実施計画のフォローアップ結果（令和7年5月28日公表）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

II 実施事項

3. 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

（1）良質な就労の確保

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	これまでの実施状況
1	フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方	a (略) b 厚生労働省は、例えば、取引相手たる配達業務従事者にヘルメット等の安全器具の着用を求めることや、事故等の発生時に安全確保のために退避指示を行うこと、長時間就業する者に就業時間の短縮を推奨することなど、業務委託の発注者が安全管理又は健康確保のために取引相手（就業者）に対して行う「指示」「推奨」その他の連絡が、就業者の労働者性を肯定する要素である「指揮命令」や「拘束」と評価されるか否かが明確でない場合、当該連絡が「指揮命令」や「拘束」に該当するのではないかと懸念から、発注者が、当該就業者自身及び顧客のための安全管理又は当該就業者自身の健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、法令等に基づき国が発注者に義務付けているものも含め、<u>安全管理又は健康確保のための就業者に対する連絡について、例えば、就業者への拘束を強める目的ではなく、安全管理又は健康確保を目的として行う就業時間の上限管理に係るものについて、業務委託契約の内容として、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、就業時間の上限の目安について就業者と発注者が合意した上で、就業者がその目安に沿って自ら就業時間管理を行えるよう発注者が注意喚起を行うことは、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として評価されるものではないと整理するなど、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として労働者性を肯定する方向に働くものとそうでないものを整理し、発注者及び就業者に周知する。</u> c (略) d 厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日）において、作業時間が契約期間で平均週40時間程度、契約期間が1年以上など労働者に近い専属性がある個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を発注者が負担することが望ましいとされている点について、フリーランス・ギグワーカーへの発注控えにつながるおそれがあるとの指摘が当事者自身から行われていることを踏まえ、当該ガイドラインの公表後、<u>一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態を調査し、当該理由による発注控えが生じていることを把握した場合には、当該ガイドラインの見直しも含めて必要な対応を検討し、実施する。</u>	b：令和6年度措置 d：令和6年度措置、それ以降継続的に措置	a (略) b 重層請負による作業が行われている主な業種、個人事業者等に業務委託が行われている主な業態を中心に、注文者からなる団体等にヒアリングを行い、把握した現場における問題意識を踏まえ、既存の判断基準を元に、<u>安全衛生上の指示等が、労働基準法上の労働者に該当するか否かの判断等に直に影響を及ぼさない場合や、留意が必要な場合について整理し、その内容をとりまとめた通知を2025年3月に発出した。</u> c (略) d 2025年2月までにフリーランスを会員とする11の団体等に対して実施したヒアリングの結果、把握した限りでは、<u>一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えはなかった。</u>

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）①

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第2 重点政策一覧

○[No.1-45]国家資格オンライン・デジタル化の拡大

・ 国家資格等のオンライン・デジタル化については、各資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築をデジタル庁にて行い、2024年8月より提供を開始した。具体的には、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を行うとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。2024年度において、7資格の利用を開始したところであり、引き続き利用開始の拡大を図る。（略）

（対象資格）

労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続、労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験の受験申請、指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請、作業環境測定士試験の受験申請、作業環境測定士の登録申請

○[No.1-46] 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化拡大

・ 技能士、技能講習等について、デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するため、必要な調整等を実施。

※ [No.1-45]及び[No.1-46]について、昨年度計画の取組内容から変更はない。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）②

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第4 オンライン化等を実施する行政手続の一覧等

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

61. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）（抄）

（2）取組内容

②労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（当該システムから直接電子申請できるようにする改修（2023年度実施済））等を実施した。

また、2025年1月1日より、労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の手続きについて、原則電子申請を義務付け、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムを改修し、プルダウンメニュー等の入力支援機能を強化するとともに、労働者死傷病報告（休業4日未満）（手続ID:50262）についても、帳票入力支援システムから直接、届出が提出できるようにした。

（3）KPI

オンラインによる申請等の割合：20%（2026年度末）

※規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を受けて厚生労働省において策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に記載した目標と同一

（参考）

年間10万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされている（「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」）。

<年間手続件数が10万件以上の行政手続（労働安全衛生法関係）>

①労働者死傷病報告 目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%

参考実績：令和元年0.7%、令和2年1.1%、令和3年2.1%、令和4年3.9%、令和5年4.4%、令和6年10.2%

②一般定期健康診断報告書 目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%

参考実績：令和元年0.2%、令和2年1.3%、令和3年4.1%、令和4年7.1%、令和5年10.8%、令和6年31.2%（R7.7.22時点）

③労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続 目標：令和7年度末までにオンライン利用率25%

参考実績：令和6年度38.0%

（厚労省HP：取組計画の掲載先）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html>